

保護に係る諸手続きの検討

【保存・活用のための位置づけ】

文化財指定により、本邸園内の歴史的建造物を後世に継承し、公開・活用を図ることとする。
既に大磯町指定有形文化財である旧滄浪閣だけでなく、他の3邸宅についても、大磯町と連携して順次、文化財の指定を検討する。

【保存・活用に係る諸手続き】

公園として円滑に公開・活用を図るため、大磯町と連携し、現状変更等の邸宅の保存・活用に係る諸手続きの内容を定める。

【文化財指定範囲の考え方】

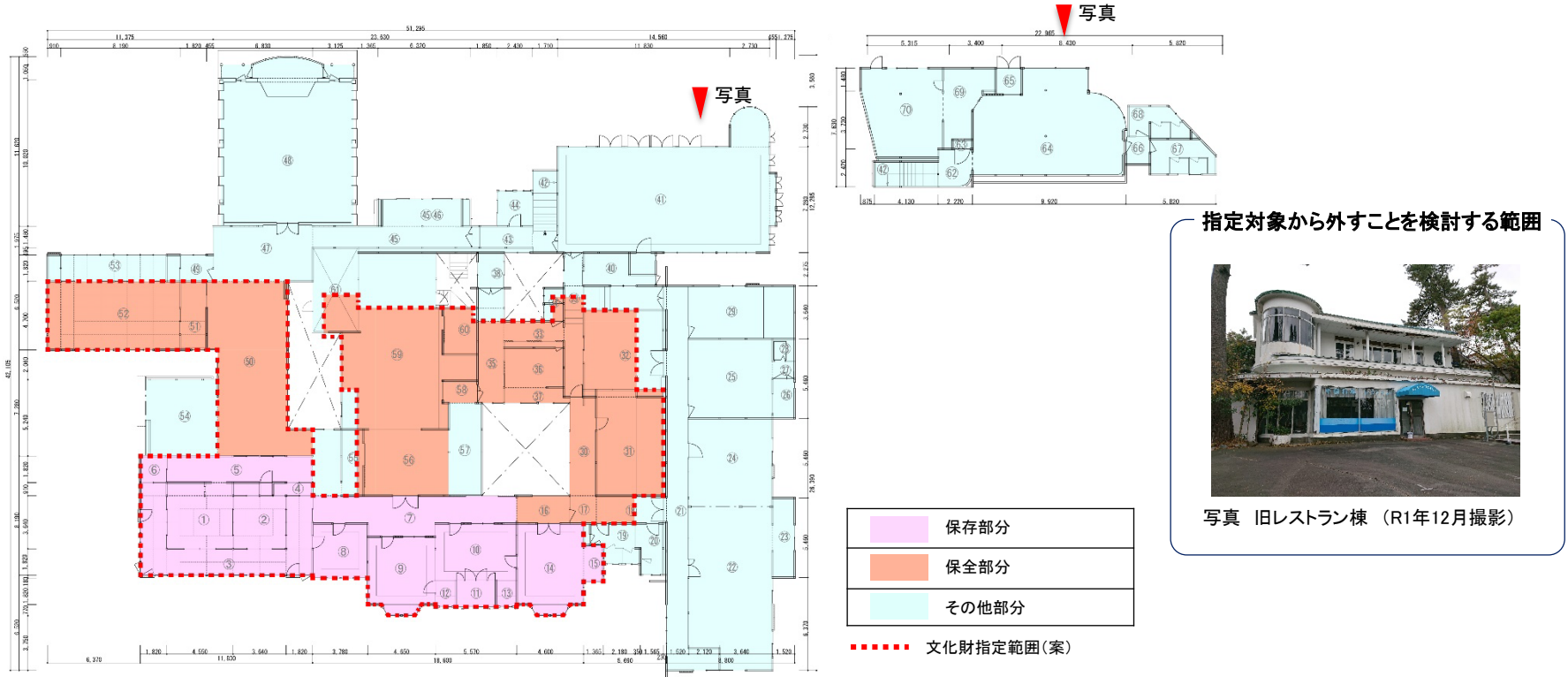
- 本質的価値を構成する要素の整理に基づき、各邸の主屋及び一部の附属屋を文化財的価値を有するものとして文化財指定の対象とする。
- 修復等の目安とする時代（基準年代）の当初範囲とともに、建物としての活用に関して、当初範囲と一体不可分な部分については、後補建築部分も指定範囲に含めることとする。

旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸) 文化財指定範囲(案)

- ▶ 現 状 : 主屋は、概ね当初の構造材、屋根（軒先含む）が確認され、一部減築されているものの、概ね創建時範囲が残る。
- ▶ 基準年代 : 大正15年（1926）創建時（李王家別邸）
- ▶ 指定範囲(案) : 旧レストラン棟（昭和27～28年増築）を除く町指定範囲（現在の指定範囲の変更）
本邸宅の価値を最も表す基準年代を李王家別邸時代とし、後補に増築された部分を除く。

建築年	延床面積（㎡）※1	階数※1	構造 ※1	文化財指定状況
大正15年(1926)	約565.8（約171坪）	1階	木造	大磯町指定有形文化財

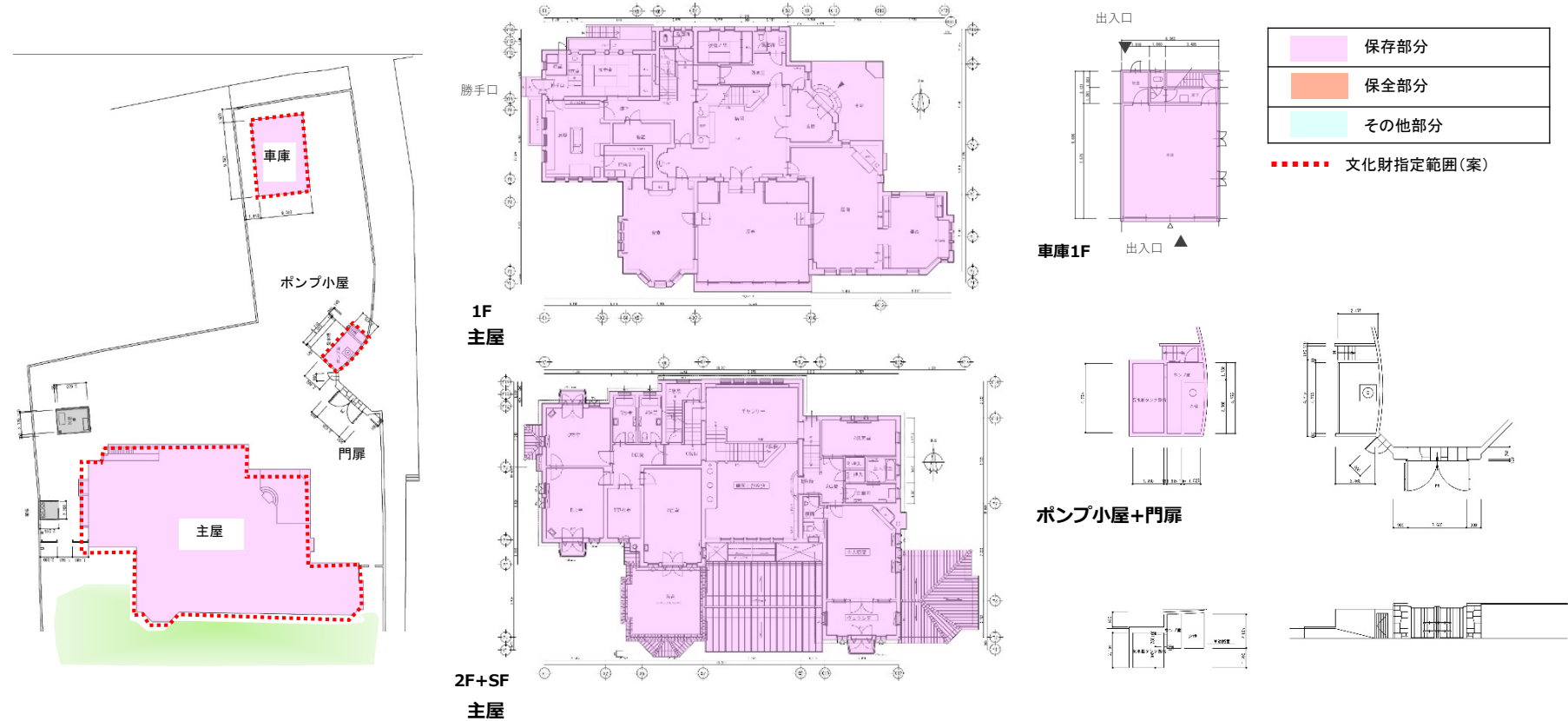
※1 構造、階数、延べ床面積は現状



西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸 文化財指定範囲(案)

- ▶ **現 状** : 附属屋含め、間仕切りの大きな変更もなく、内外装共に保存状況、状態が良く、昭和7年（1932）創建時の姿が良く残っている。
- ▶ **基準年代** : 昭和7年（1932）創建時（池田成彬別邸のち本邸）
- ▶ **指定範囲(案)** : 創建時の主屋と、共に建築された附属屋（車庫、ポンプ小屋、門扉）

邸宅名	建築年	延床面積（㎡）	階数	構造	文化財指定状況
西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸（主屋）	昭和7年(1932)	約815(約246.5 坪)	2階	RC造(一部木造)	未
（附属屋：車庫）	昭和7年(1932)	約91.6(約27.7 坪)	2階	木造(一部 RC造)	未



旧大隈重信別邸・旧古河別邸 文化財指定範囲(案)

- ▶ 現 状 : 北側の裏方、水廻りが大きく減築、改修されており、また、南の主要棟も屋根改変、縁側の増改修されている。
- ▶ 基準年代 : 現在 (令和2年) (大隈重信所有～現在)
- ▶ 指定範囲(案) : 現状の主屋

資料が少なく、不明点が多いことから、後補部分も含めて現状の主屋を一体として指定する。その際、現時点建築年代が不明である土蔵と、後年に建てられたことが明らかな北側物入と附属屋は、別棟のため、構造上切り離しても問題ないことから、指定範囲から除く。

指定から除外する範囲の建物



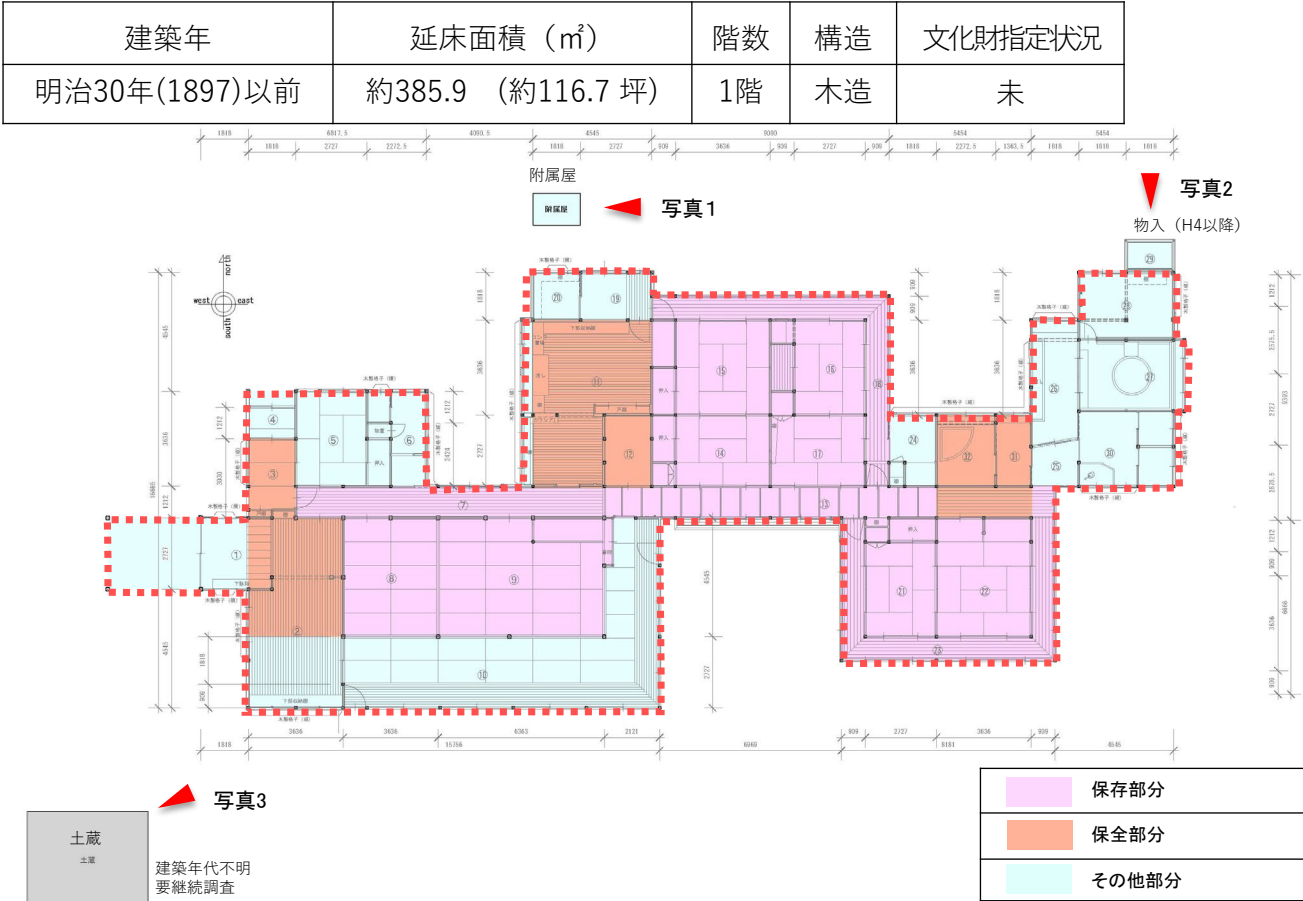
写真1 附属屋 (R1年12月撮影)



写真2 北側物入 (R1年12月撮影)



写真3 土蔵 (R1年8月撮影)



保存部分
保全部分
その他部分

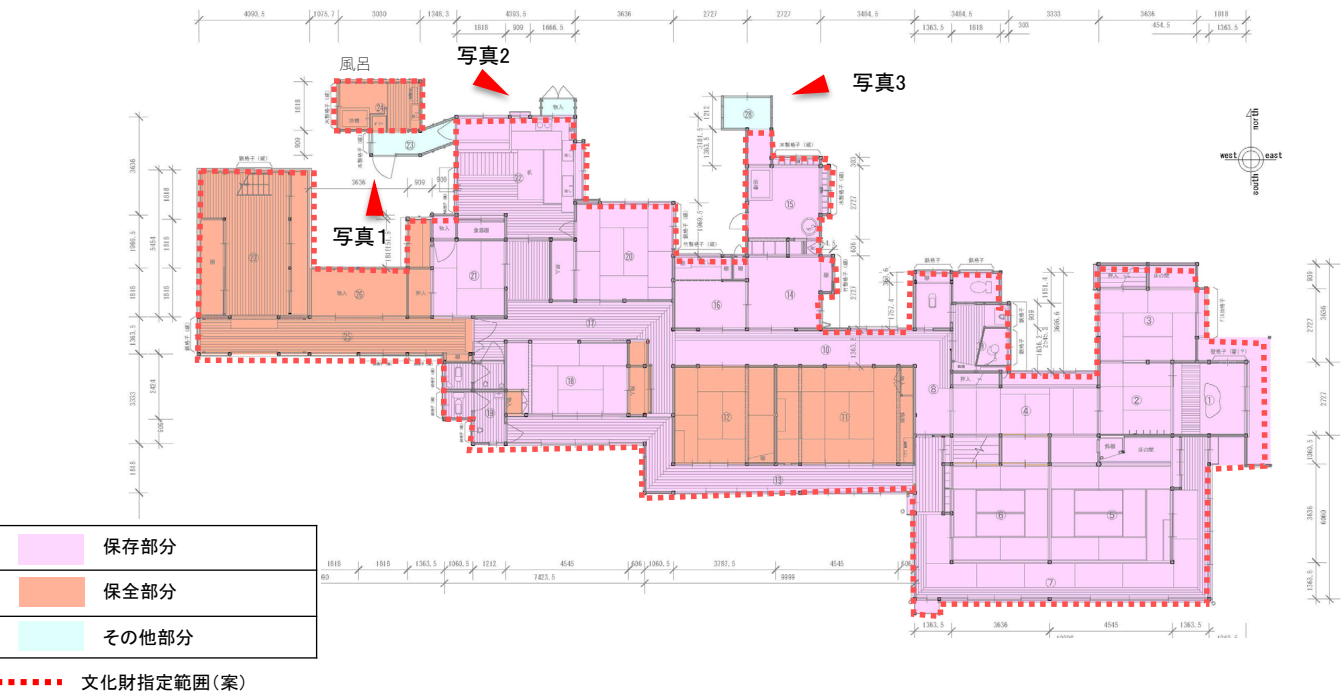
文化財指定範囲(案)

陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸 文化財指定範囲(案)

- ▶ **現 状** : 一部内部改修、増築されているが、内外装共に保存状況、状態が良く、昭和5年（1930）創建時の姿が良く残っている。（屋根葺き材改修の可能性あり。調査中）古河家所有時代の昭和21～27年（1946～1952）に増築された蔵、蔵前、繋ぎ廊下も残る。
- ▶ **基準年代** : 昭和5～27年（1930～1952）（古河家別邸）
- ▶ **指定範囲(案)** : 平成4年以後に改修した北側物入（2箇所）及び風呂の渡り廊下を除いた範囲

古河家が別邸として利用した時代を基準年代とし、後年増築されたことが明らかな物入は、構造上切り離しても問題ないことから、指定範囲から除く。また、同様に後年増築された風呂との繋ぎ廊下は、外風呂の建物本来の使い方の理解する事を妨げる物であり、雨漏りの原因として構造上問題が生じていることから、改修・撤去を検討する。

建築年	延床面積（㎡）	階数	構造	文化財指定状況
昭和5年（1930）	約372.6（約112.7坪）	1階	木造	未



指定から除外する範囲の建物



写真1 繋ぎ廊下（R1年12月撮影）



写真2 物入（R1年12月撮影）



写真3 物入（R1年12月撮影）